

地域交通体系再編支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域交通体系再編支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、市町村が地域の実情に応じた生活交通体系の再構築を図ることで住民の利便性と公共交通事業の効率性を向上させるための取り組みを支援し、もって県内地域交通の確保、維持及び改善を図ることを目的として本補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、県内市町村又は複数の県内市町村及びその他の者で構成する協議会等（以下「市町村等」という。）とする。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第2欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
- 3 本補助金の額の上限は、別表の第3欄に掲げる額とする。
- 4 事業実施期間は、本補助金の交付を受けた日から最長12か月とする。
- 5 本補助金とは別に又は過去に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 6 産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- 7 本補助金は1市町村等につき1回に限り交付する。ただし、交通の結節点となる県内市に係る事業については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号並びに様式第2-1号及び第2-2号によるものとし、規則第5条第3号に掲げる書類は別に定める書類とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をする

ことができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、第5条第2項の例によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第8条 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付決定を受けてから6か月経過後における補助事業の進捗状況をその15日以内に、様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、本補助金の交付決定を受けてから6か月経過までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

(現地調査等)

第9条 知事は、前条の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査等を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2-1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第 11 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第 25 条第 2 項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第 7 号により申請するものとする。

4 第 7 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(財産の処分に係る補助金の返還)

第 12 条 補助事業者が規則第 25 条第 2 項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和元年 7 月 12 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(事前着手の特例)

2 市町村は補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、市町村において、平成 31 年度当初予算に当該事業に係る予算を計上している場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は令和 2 年 3 月 26 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は令和 4 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 5 月 12 日から施行する。

別表

1 補助対象事業及び補助対象経費	2 補助率	3 補助金 上限額
(1) 計画策定のための各種調査費・計画書作成費 地域のデータ収集・分析費、住民アンケート実施費、計画 書作成費、先進地視察費、研修会参加費 等 (2) 協議会、検討会等の開催費 委員謝金・旅費、専門家謝金・旅費、会議資料印刷費 等 (3) 共助交通導入検討費 実証運行に伴うガソリン代、保険代、車両リース代 等 (4) ドライバー確保対策費 ドライバー募集に係る経費、運行に必要な免許・資格取得 費、研修・教育に要する経費 等 (5) 再編路線の利用促進費 路線再編の告知チラシ印刷費、再編路線のお試し乗車券発 行費 等	3分の1	2,000 千円

地域交通体系再編支援補助金事業計画書

1 当該地域の公共交通の現状及び問題点

--

2 目指す交通計画像

--

3 計画策定に必要な事業内容

--

4 実施体制

--

5 スケジュール

NO	実施項目	時期

※3で記載した事業内容をどのようなスケジュールで実施するのか記載してください。

6 補助金申請額（円単位で記入）

_____ 円×1/3≒ _____ 円（千円未満切捨）
▲補助対象経費の合計額 ▲上限額：200万円

7 補助事業の期間

_____ 年 _____ 月 _____ 日まで

※1：本補助金の交付を受けたから最長12か月

※2：補助事業の期間は余裕をもって設定すること（期間を延長するときは、期間終了前に変更手続きが別途必要となる）。

8 他の補助金の活用の有無

有 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに「レ」をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

9 添付書類

次に掲げる書類を各1部添付すること（添付したら□に「レ」をすること）。

補助事業の収支予算書（様式第2号-1）

市町村営バスの概要（路線、ダイヤ等）が分かる資料

※補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に必要な書類

県外発注理由書（様式第2号-2）

地域交通体系再編支援補助金収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

	金額	備考
市町村予算		
県補助金		補助対象経費の合計①×1/3以下であること(補助上限2,000千円、千円未満切捨)
その他		
合計		補助対象経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位:円)

経費区分	内 容 (名称、単価、 数量を記載、 委託費は委 託先住所を記 載)	補助対象経費	備考
合計①			

(注意)

県外企業に発注する委託費があるときは、様式第2-2号(県外発注理由書)にその理由を記載すること(補助金交付申請、変更申請時のみ)。

様

鳥取県知事

地域交通体系再編支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域交通体系再編支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域交通体系再編支援補助金交付要綱（令和元年7月12日付第201900093373号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

報告者 所在地
自治体名
代表者名

地域交通体系再編支援補助金事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった上記事業に係る 年 月
日現在の遂行状況について、地域交通体系再編支援補助金交付要綱第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況

1 事業実施状況

2 今後の予定

鳥取県知事 様

所在地

自治体名

代表者名

印

年度仕入控除税額確定報告書

地域交通体系再編支援補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2＞0の場合）

$$(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$$
 金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
自治体名
代表者名

印

取得財産処分承認申請書

地域交通体系再編支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、地域交通体系再編支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	